

2. 景観計画の区域



袖ヶ浦海浜公園



東京湾アケラインと海ほたる

2. 景観計画の区域 (法第8条第2項第1号)

景観計画区域は、市の景観上の特性に配慮し、良好な景観形成のために必要となる区域を定めます。

● 景観計画区域の設定

本市固有の景観は、市民共有の財産であり、将来にわたり保全するとともに新たな創設を加え、市民と協働して形成していくことが大切です。

景観は、豊かな自然や田園等の緑の風景、魅力ある街並み、地域のつながりや人々の交流等により創られていることから、袖ヶ浦市全域を景観計画の適用対象区域とします。

景観計画区域図

景観計画区域

